

国民健康保険・後期高齢者医療の給付

接骨院、はり・きゅう、あんま・マッサージ…

1. 接骨院・整骨院にかかるとき

接骨院や整骨院の施術のうち、次の場合は医療保険の対象となりますが、単なる肉体疲労や肩こりなどの場合は医療保険の対象外となります。

＜医療保険の対象となる場合＞

- 打撲 ●ねんざ ●挫傷（肉離れ等）
- 骨折、脱臼（緊急時以外は医師の同意が必要）

2. はり・きゅう、あんま・マッサージを受けるとき

はり・きゅう、あんま・マッサージの施術を受けるときには、医師の同意書を提出すれば、医療保険の対象となります。具体的には次のような場合となります。

＜はり・きゅうの場合＞

- 神経痛 ●リウマチ ●腰痛症 ●五十肩 など

＜あんま・マッサージの場合＞

- 関節拘縮 ●筋麻痺 など



医療費の払い戻しが受けられるとき…

次のようなときは、いったん費用の全額を本人が支払いますが、あとから町民課窓口申請すると、自己負担分を除いた金額が払い戻されます。

1. コルセットやサポーターなどの治療用装具を購入したとき

医師が「治療に必要がある」と認めた診断書に基づいて作った治療用装具が対象となります。

- ・申請に必要なもの：①保険証 ②診断書 ③領収書
- ④金融機関の通帳 ⑤印かん（認め印）

2. 旅行中の急病などでやむを得ず保険証を出さずに受診したとき

やむを得ない事情があったと最上地区広域連合が認めた場合に支給されます。

- ・申請に必要なもの：①保険証 ②診療明細書（レセプト） ③領収書
- ④金融機関の通帳 ⑤印かん（認め印）

3. 海外で受診したとき

日本国内で医療保険の対象と認められている範囲内で支給されます。

- ・申請に必要なもの：①保険証 ②診療明細書 ③領収明細書
- ④海外渡航の確認ができるもの（パスポート等療養期間の渡航記録の確認ができるもののコピー）
- ⑤「②、③」の日本語翻訳文
- ⑥金融機関の通帳 ⑦印かん（認め印）



※山形県医療給付事業による医療証（**身** **子** **親**）が交付されている場合は、自己負担分についても払い戻されますので、医療証も持参してください。